

# 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

Ver. 1.1

平成18年11月

環境省  
経済産業省

# はじめに

本マニュアルは、平成 17 年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」について、その内容や、各事業者が報告対象かどうかを判定し、報告する排出量を算定し、報告するために必要な事項を解説するものです。

主に報告対象となる事業者向けに記載していますが、制度を運用する国、地方公共団体その他の関係者が本制度を理解するために用いることもできます。また、同じく事業者を対象に自らの事業活動に起因する温室効果ガス排出量の標準的な算定方法を示した「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」（平成 15 年 7 月）の内容について精査を行い、算定・報告・公表制度において求められる排出量の算定方法を示しています。

## ◆◆◆◆◆ マニュアルの構成 ◆◆◆◆◆

本マニュアルは、以下の 4 つの編で構成されています。

### ■ 第Ⅰ編 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の解説

制度の概要として、制度の背景、枠組み、権利利益の保護、排出量の公表、他の制度との関係を解説します。

### ■ 第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法を解説します。この制度では、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスでは排出量を算定した上で対象かどうか判定されますので、以下のように報告対象者の判定方法から報告時の算定排出量の算定方法までを解説します。

- ・ 報告対象者の判定方法
- ・ 算定方法の概要
- ・ 活動別算定方法

### ■ 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

本制度で必要となる（あるいは提出できる）報告書等の提出方法、記載方法を示します。

### ■ 第Ⅳ編 付録

その他本制度に関する次のような付加情報を示します。

- ・ 業種別の算定事例、関連法規、連絡先・問い合わせ先、産業分類